

第17回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年9月5日(火)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所2階会議室(一)
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 16名
 - 1番 保坂正雄
 - 2番 石渡正明
 - 3番 切替三夫
 - 4番 奥野元好
 - 5番 地引正和
 - 6番 注連野千佳代
 - 7番 有原敏夫
 - 8番 若林豊
 - 9番 渡邊美代子
 - 10番 露崎春雄
 - 11番 山口武夫
 - 12番 中川喜一郎
 - 13番 小泉勝彦
 - 14番 山口勝久
 - 15番 関根芳夫
 - 16番 石塚康夫
- 5 欠席委員 なし
- 6 農林振興課職員 1名
大田農政班長
- 7 出席事務局職員 4名
菊池事務局長 齊藤主幹 高品主査 石井副主査

◎開 会

平成29年9月5日午後3時00分 開会

○事務局長（菊池 博君） それでは、皆様お疲れさまでございます。予定されている皆様全員おそろいですので始めさせていただきたいと思います。

初めに地引会長からご挨拶をお願いいたします。

○議長（地引正和君） 皆さん、こんにちは。ご苦労さまでございます。ちょうど9月の忙しい盛りだと思いますけれども、ことし8月はお盆のときは非常に寒くて、その後にまた暑くなりまして、またこのところ、ちょっと天候がおかしい。きょうは暑いか寒いかわからないような天候でございますけれども、あとちょっとすれば皆さんも稲刈りが終わるのではないかなと思います。

いろいろ案件がございますけれども、よろしく最後までご協力のほどお願いいたします。

○事務局長（菊池 博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。総会の議長は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により会長が行うことになっておりますので、地引会長よろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） ただいまより第17回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、16名中15名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、9番、渡邊美代子委員から本日おくれる旨の報告がありました。

◎議事録署名人の指名

○議長（地引正和君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

4番、奥野元好委員、8番、若林豊委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成29年8月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、野田在住の個人が、蔵波及び坂戸市場在住の個人から共有名義の所有権の持ち分を贈与により取得しようとする案件です。譲り渡し人は、相続で持ち分を取得しましたが、農地の管理をしているのは譲り受け人であることから、譲り受け人に贈与をしたいとのことです。譲り受け人は、共有名義の持ち分3分の1を所有しており、今まで農地の管理をしていて権利関係を安定させるために贈与を受けるとのことです。

総会資料1ページの位置図をごらんください。場所は、野田字堰下です。現地を確認したところ、現地は草刈りがされており、保全管理されておりました。

総会資料2ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地が3筆ありますが、トラクターが入っていく道がない、水利がなく耕作ができないといったものでした。

農機具等については、トラクターや耕運機、管理機や農用車などを所有しており、耕作に必要な機械はそろっているものと思われまます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で770日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が201アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと野田地区で耕作をしており、今後も地域の基準に従って耕作し、非耕作地については周りに迷惑をかけないように保全管理していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区及び権利者住所地委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、保坂正雄委員。

○1番（保坂正雄君） 1番、保坂です。8月23日水曜日に申請人の〇〇〇さんの立ち会いのもと、現場の確認をしました。現地は保全管理ということで、ただいま事務局が草刈りをしてあったと言いましたが、私が行ったときには、トラクターできれいに耕うんされており、これからもきちんと行っていくということでございました。農機具や耕作面積については、事務局が言われたとおりでございます。また、私が見る限りでは特に問題はないと思われまますので、皆さんの審議をお願いします。

以上でございます。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ、有原さん。

○7番（有原敏夫君） 7番、有原です。この申請地は田んぼになっていますけれども、〇〇〇さんは畑が主で、この田んぼはどのようなふうに使おうと言っていましたか。稲つくるのですか。

○議長（地引正和君） 高品君。

○事務局（高品吉朗君） 申請地は田んぼなのですが、今回の申請地は、実は田んぼの条件を満たしていないような、水が来ないとか、そういった条件の悪いところで、10年ほど前から田んぼの耕作はやめているそうです。そのかわり保全管理は、年1回はトラクターでうなううようにして、草刈りをあとはして管理をしているという状態でした。この後、耕作をするということはちょっと難しいの

ですけれども、ただうちのほうとして今後荒らさないように保全管理をしていくということで、本来耕作目的の場合、誓約書をとるのですけれども、今回自己保全管理をきちんと行うという誓約書を添付していただいて申請を受けております。

○議長（地引正和君） どうぞ。

○7番（有原敏夫君） ○○君はよく知っているのですけれども、畑が専門でやっています。ここを畑にして大根を作るとかは言っていない。ただ、保全管理をこれからしていくということか。

○議長（地引正和君） 高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。田んぼをつくる、作物をつくるというお話ではなく、今後ちょっと条件が悪いということで、保全管理をしていくとの回答でした。

○7番（有原敏夫君） わかりました。

○議長（地引正和君） 保坂さん。

○1番（保坂正雄君） 1番の保坂です。○○○さんの田んぼは谷津田なのです。それで、周りから木が出てしまって水稻つくるにはちょっと問題があるみたいな感じで、それで保全管理ということでやっているそうですので、よろしくをお願いします。

○議長（地引正和君） いいですか。

○7番（有原敏夫君） はい。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 全員賛成でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号2についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成29年8月18日付で申請書の提出がありました。申請内容は、吉野田在住の個人が、同じく吉野田在住の個人から、売買により所有権を取得しようとする

る案件です。譲り渡し人は、後継者もおらず労働力不足のため、譲り受け人に農地を買ってほしいとの申し出をしたとのこと。譲り受け人は、自宅に近く、耕作上便利であることから、その申し出を受けるとのことです。

総会資料3ページの位置図をごらんください。場所は、吉野田字荒山です。現地を確認したところ、現地は畑で保全管理されておりました。

総会資料4ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具等については、トラクターや田植機、コンバインにもみすり乾燥機等を所有しており、耕作に必要な機械はそろっているものと思われまます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で630日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が120アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと吉野田地区で耕作をしており、今後も地域の基準に従って耕作していくとのこと。です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区及び権利者住所地委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、山口勝久委員。

○14番（山口勝久君） 14番、山口です。ほぼ事務局からの説明があったとおりですが、本件に関して8月21日の午後3時に譲り受け人の〇〇〇氏の自宅へ伺い、農家要件等について話を聞き、事務局からの説明のとおり支障ないことを確認しました。

なお、今回譲り渡し人の〇〇〇氏については、そこに同伴されておりましたが、譲り受け人の〇〇〇氏からの話ですと、〇〇〇氏自体が高齢であること、それと後継者がいないということで、近くで積極的に農業をやっている〇〇〇氏にぜひ譲りたいということで話があったので承諾したということでした。

その後、引き続きまして現地の確認を行いました。現地は譲り受け人、〇〇〇氏の自宅から徒歩でも3分ぐらいで行けるところでありまして、譲り受け人の〇〇〇氏にとっては非常に都合のいい立地条件のところであると思われました。

それと、申請のあった農地は現在耕作はされておりましたが、下草等はきれいに刈られておりまして、トラクター等で耕せばすぐに畑にできるような状態で管理されておりました。

以上のとおりですので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。
これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。
採決をいたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次の議案第1号の3については、平成29年9月1日付で取り下げ願が提出され、それを受理いたしましたので、本日の審議案件ではなくなりました。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。
議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、市内の法人が、市内在住の個人から農地1筆、5,649平方メートルを買い取り、現在手狭である点在した既存施設の役割の集約を目的としまして、資材・車両置き場用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。
なお、本件については、平成29年8月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料9ページの位置図をごらんください。申請地は、蔵波小学校の南東側約625メートル、長浦行政センターからは南西側約580メートルに位置し、市街化区域に近接した農地と住宅の混在する中にあることから第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料の10ページのとおりでありまして、申請地内を整地後に碎石舗装を施し、資材ストックヤード、トラック・重機置き場、駐車場及び進入路を整備し、また隣接する宅地及び幼稚園への砂じん・土砂の流出を防止するために、境界部分に緩衝緑地を設ける計画となっております。

ここで追加の説明資料、A3でお配りしたものをごらんください。1ページに既設施設の利用状況

と移転の計画を示してございます。

2 ページに既存施設の位置図を示してありまして、1 番の事務所と 2 番の店舗は一部の利用、また 3 番と 4 番の借地を返還するとして全機能を集約する計画となっております。

3 ページをお開きください。必要面積5,649平方メートルでございますけれども、その内訳を示してございます。このように必要面積が5,649平方メートルもの大きな広さの転用となっておりますけれども、現在手狭である点在した既存施設の集約の役割となりまして、これが反映された計画となっております。

総会資料の10ページにお戻りください。安全面については、工事中はガードマン等を配置し防災に努め、施工後も防災に努めるとともに、車両の出入り口は、隣接の幼稚園と協議の上、通園時間に重ならないよう配慮する計画となっております。

また、排水関連については、雨水の自然排水のみの計画となっております。

総会資料11ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

有原運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（有原敏夫君） 7番、有原です。運営委員会の内容についてご報告いたします。

議案第2号の整理番号1についてですが、譲り受け人が譲り渡し人から売買により農地を取得し、資材・車両置き場として転用しようとする案件でございます。8月29日に運営委員会を開催して、現地の調査及び関係者からの状況の確認とともに審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

現地確認には、譲り渡し人、譲り受け人及び代理人に出席いただき、午後1時50分から現地にて実施いたしました。現地では申請農地の確認をするとともに、関係者から事情説明をいただき、質疑応答を行いました。

主な質疑内容ですが、隣接地が幼稚園でかつ住宅地であることから、大型車両の通行に関する質問があり、現在も申請地前にある資材置き場で事業を行っており、道幅に問題はなく、安全面で支障はないとのことでした。

審査会は、午後3時から市役所2階会議室（一）において、譲り渡し人、譲り受け人及び代理人に出席いただき行いました。事務局からの議案説明を受けた後、譲り受け人からの事情説明を受け、続いて委員から質問があり、譲り受け人から説明をいただきましたので、その内容についてご報告いたします。

譲り受け人である株式会社〇〇〇さんからは、現在手狭になっている点在した既存資材置き場及び駐車場の借地返還に伴い、特に現状では車両置き場が手狭であるとのことで、これらの状況を考慮し

ながら移転先を集約して、資材・車両置き場を整備する計画をしたとのことでした。申請地は、事業所から近く、土地の広さや形についても非常に適地であるとの説明を受けました。

質疑では、既存施設2カ所の返還に関する質問に対しては、地主との借地にかかわる交渉の中で、返還が見込まれた段階で事業計画を行ったとのことでした。

隣接する幼稚園への安全対策に関する質問に対しては、幼稚園との境に鉄板を敷設することにより安全を確保するとともに、資材の搬入、搬出に当たっては、大型車両の通行に十分配慮するとのことでした。

また、現在サツマイモが作付されている畑に関する質問に対しては、地主である譲り渡し人から使用貸借期間がこととして終了するとの説明がありました。

運営委員会委員による採決の結果でございますが、運営委員全員一致にて、許可すべきものということになりました。

以上、報告いたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2について事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案第2号の整理番号2についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が、市内在住の親族から申請地を使用貸借により借り受け、専用住宅用地として転用しようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は、議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成29年8月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料12ページの位置図をごらんください。申請地は、昭和中学校の東側約150メートル、市街

化区域に近接し、農地と住宅の混在することから第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料13ページのとおりであり、木造2階建ての専用住宅を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水・雑排水は、合併浄化槽にてろ過後、放流先がない場合の処理装置であります土壌式毛管浸潤装置により浸透処分し、雨水については、敷地内に浸透ますを設け、敷地内浸透により処理する計画となっております。

総会資料14ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

13番、小泉勝彦委員。

○13番（小泉勝彦君） 13番、小泉です。8月28日の月曜日、朝9時に代理人の〇〇〇さんと〇〇〇さんとで現地を確認いたしました。現地は、既に遺跡の発掘の調査も終わっており、きれいに更地の状態になっておりました。この土地は、〇〇〇さんという方が相続により取得したもので、次男に当たるのですが、この方が今社宅住まいで、子供も2人目が産まれるということで手狭になったということで、現地に新しく住宅を建てて、そこに住みたいということでした。見た感じというか、申請のとおり何の問題もないと思われまますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の2について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の3についてを議題といたしますが、議案第2号の3ないし議案第2号の11については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案第2号の整理番号3ないし整理番号11についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、市外の法人が、市内在住の個人9名から申請地の農地10筆、3,173平方メートルを買い取り、戸建て住宅10棟を建築し建て売り分譲をしようとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成29年8月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料15ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の南西側約770メートル、袖ヶ浦市役所からは南西側約425メートルに位置し、市役所が500メートル以内に存在する区域で、かつ市街化区域と近接した農地と住宅の混在することから第2種農地と判断されます。

土地利用については、総会資料16ページのとおりであり、木造2階建て10棟の戸建て住宅を整備する計画となっております。

排水関連については、汚水・雑排水は、合併浄化槽で処理後、雨水とともに最終宅地ますにより道路側溝を経由し、申請地内の農業排水路に放流する計画となっております。

総会資料17ページに現地の写真を添付しております。

なお、この開発に係る一連の協議関係では、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議の取りまとめが、市の都市整備課において行われており、既に協定書の締結がなされております。

また、事業経歴については、今回初めての建て売り分譲地開発行為となり、経歴はございません。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（地引正和君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

有原運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（有原敏夫君） 7番、有原です。運営委員会の内容についてご報告いたします。

議案第2号の整理番号3ないし整理番号11についてですが、譲り受け人が譲り渡し人から売買により農地を取得し、10棟の建て売り戸建て住宅地として転用しようとする案件でございます。8月29日に運営委員会を開催して、現地の調査及び関係者からの状況の確認とともに審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

現地確認では、譲り渡し人、譲り受け人及び代理人に出席いただき、午後2時30分から現地にて実施いたしました。現地では申請農地の確認をするとともに、関係者から事情説明をいただき、質疑応答を行いました。

主な質疑内容ですが、現状の農地の管理に関する質問については、地権者が高齢で草刈りなどの管理が行き届かないのが現状とのことでした。

また、建て売り分譲用地に伴う進入路に関する質問では、宅地開発指導要綱の基準に基づき、申請地内に開発道路を整備するとのことでした。

審査会は、午後3時25分から市役所2階会議室（一）において、譲り渡し人、譲り受け人及び代理人に出席いただき行いました。事務局からの議案説明を受けた後、譲り受け人からも事情説明を受け、続いて委員から質問があり、譲り受け人から説明をいただきましたので、その内容についてご報告いたします。

譲り受け人である〇〇〇株式会社さんからは、宅地開発をして申請地内に開発道路を整備し農道に結ぶ道路計画があることや、建て売り分譲住宅の計画で重要となる排水関連について、小櫃土地改良区から排水放流の同意を得て農業排水路に放流し、申請地内の高低差については、傾斜に合わせた造成を行い平らにするとの説明がありました。

質疑では、事業の確実性の点で資金調達に関する質問に対しては、借入金ではなく自己資金で対応するとのことでした。

入居需要に関する質問に対しては、申請地はアクアラインから近いこともあり、需要はかなり高く見込んでいるとのことでした。

また、現在の耕作者に関する質問に対しては、地主である譲り渡し人から、9名のうち耕作している人は四、五人とのことで後継者はいない状況であるとのことでした。この9名のうち四、五人が耕作しているということですが、申請地は長年作付されていません。

運営委員会委員による採決の結果でございますが、運営委員全員一致にて、許可すべきものということになりました。

以上、ご報告いたします。

○議長（地引正和君） ご苦労さまでした。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の3ないし議案第2号の11について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3ないし議案第2号の11については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 平成29年度第5次農用地利用集積計画書(案)の承認について

○議長(地引正和君) 次に、議案第3号 平成29年度第5次農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題といたしますが、委員の親族の経営する法人にかかわる案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により議事参与できませんので、審議が終わるまで関係委員の退席を求めます。

3番、切替三夫委員。

〔3番 切替三夫委員退席〕

○議長(地引正和君) 議案第3号について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局(高品吉朗君) 事務局の高品です。議案第3号についてご説明いたします。

この農用地利用集積計画書(案)については、農地法第3条の第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

今回の申請は、利用権設定が11件あり、そのうち9件は農地中間管理事業による利用権設定になります。

それでは、農用地利用集積計画書(案)の15ページをごらんください。まず、農業経営基盤強化促進法により利用権設定を受ける方は2人と1法人で、面積は495.52アールとなっております。利用権設定の詳細内容につきましては、1ページ及び4ページから10ページの農用地利用集積計画各筆明細書の記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

再び15ページをごらんください。今回の利用権設定を受ける方の申請面積等が記載されておりますので、ご説明させていただきます。

各筆明細整理番号29—8—1の申請面積は、5.97アールで再設定です。

29—8—2の申請面積は、104.28アールで新規設定です。

29—8—3の申請面積は、82.59アールで新規設定です。

29—8—4の申請面積は、68.84アールで新規設定です。

29—8—5の申請面積は、14.5アールで新規設定です。

29—8—6の申請面積は、52.24アールで新規設定です。

29—8—7の申請面積は、103.44アールで新規設定です。

29—8—8の申請面積は、28.03アールで新規設定です。

29—8—9の申請面積は、21.05アールで新規設定です。

29—8—10の申請面積は、8.76アールで新規設定です。

29—8—11の申請面積は、5.82アールで新規設定となっております。

続きまして、19ページをごらんください。

農業経営基盤強化促進法により所有権移転を1つの法人に2人の方が行います。面積は合計で

30.54アールとなっております。所有権設定の詳細内容につきましては、17ページの農用地利用集積計画各筆明細書記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

再び19ページをごらんください。今回の所有権設定を受ける方の申請面積等が記載されておりますので、ご説明させていただきます。

各筆明細整理番号29―8―12は、申請面積が20.26アールで、売買による所有権移転になります。

29―8―13は、申請面積が10.28アールで、売買による所有権移転になります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

〔3番 切替三夫委員着席〕

◎議案第4号 平成29年度第4次農用地利用配分計画（案）に対する意見について

○議長（地引正和君） 次に、議案第4号 平成29年度第4次農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

議案第4号については、農地中間管理事業による農用地利用集積でありますので、担当課である農林振興課から農用地利用配分計画（案）の説明を求めます。

大田班長。

○農林振興課班長（大田知司君） 農林振興課、大田と申します。議案第4号について説明のほうをさせていただきます。

本議案につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会を通して農地を貸したい方と借りたい方のマッチングが成立した案件に関する計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定によりまして、皆様のご意見を伺うものでございます。今回は

配分計画案が2件となっております。

まず、2ページから6ページをごらんいただきたいと存じます。農地の借り受け者は、〇〇〇の農事組合法人〇〇〇、代表理事、〇〇〇さんでございます。借り受ける農地は、大曾根地先の34筆、勝地先の3筆、下新田地先の1筆、谷中地先の1筆の合計39筆となっております。

先ほど議案第3号の中で説明ございましたが、農用地利用集積計画書(案)、整理番号29—8—3から29—8—7に記載している農地を千葉県園芸協会から借り受け者である農事組合法人〇〇〇に貸し付けるものです。

借り受けに係る双方の詳細な契約内容については、7ページ、8ページのとおりとなっております。9ページは、借り受け者の現状及び事業計画の情報となっております。

もう一つの計画について説明をさせていただきます。12ページと13ページをごらんください。農地の借り受け者は、〇〇〇の〇〇〇さんでございます。借り受ける農地は、蔵波地先の3筆、岩井地先2筆の合計5筆となっております。こちらも議案第3号の農用地利用集積計画書(案)の整理番号29—8—8から29—8—11に記載している農地を千葉県園芸協会から、借り受け者である〇〇〇さんに貸し付けるものでございます。

借り受けに係る双方の詳細な契約内容につきましては、こちら14ページ、15ページのとおりとなっております。

16ページは、こちらの借り受け者の現状及び事業計画の状況となっております。

以上で配分計画(案)の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(地引正和君) 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

ご苦労さまでした。

◎報告事項

○議長（地引正和君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案6ページから9ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成29年7月1日から平成29年7月31日までで14件です。

報告は以上でございます。

○議長（地引正和君） 報告は以上でございます。

◎その他

○議長（地引正和君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（地引正和君） これをもちまして第17回農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後3時45分 閉会